

## 西文化会館における事務処理誤りについて

堺市立西文化会館の指定管理者（大阪ガスビジネスクリエイト株式会社）が、「堺市立西文化会館管理運営規則」（以下「管理運営規則」という。）に定める同会館の創作室の利用料金について、令和元年10月に本来記載すべき金額と異なる金額を、誤って市に申請していたことが判明しました。

令和元年10月から令和4年12月現在までの間、管理運営規則と異なる金額を指定管理者が徴収していましたが、実際に徴収していた金額は、本来記載すべき金額であったため、利用料金の追加徴収など市民の皆様への影響はありません。今後、同様の事態が発生しないよう、再発防止策を徹底します。

### 1 管理運営規則 創作室利用料金

（現行 誤って申請された金額）

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
時間	9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時
料金	5,750円	9,530円	11,410円	15,280円	20,940円	26,690円

（改正案 実際に徴収している金額）

区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
時間	9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時
料金	3,550円	5,860円	7,010円	9,410円	12,870円	16,420円

### 2 経緯及び原因

令和4年12月21日（水）に報道発表したスポーツ施設における利用料金等の誤徴収事案を発端に、指定管理施設に関して、市が承認した利用料金の額と実際に指定管理者が徴収している利用料金の額が異なる事象がないかどうか市全体で調査した結果、今回の事案が発覚しました。

指定管理者が管理する施設の利用料金は、堺市立文化会館条例及び同施行規則（以下「市施行規則」という。）に定める料金の範囲内において、市の承認を得て定めることになっています。指定管理者は、令和元年10月1日からの消費税改定による利用料金の見直しに伴う管理運営規則の改正を行った際に、創作室の利用料金について、当時の利用料金に消費税増額分のみを上乗せした金額を記載すべきところ、事務処理の誤りにより、それよりも高い金額（上限となる市施行規則に記載の金額）を記載し、申請していました。

市は、創作室の利用料金について、指定管理者から申請があった管理運営規則が、市施行規則の範囲内におさまっているかの確認は行いましたが、改正前の利用料金との差について確認をしていませんでした。また、西文化会館ホームページ等に利用料金が正しく反映しているかの確認を行っていなかったことから、事務処理誤りに気づくことができていませんでした。

### 3 今後の対応

指定管理者から早急に、現在徴収している金額に管理運営規則を改正する申請を受け、市で承認を行い、正しい金額で公告を行います。

### 4 再発防止策

指定管理者には、市に提出する管理運営規則について、市に提出する前に実際に徴収している利用料金（市民に提供している館の利用料金表を含む）の確認を徹底するよう指導します。

市は、今後、管理運営規則の申請時には、改正前に承認した利用料金の差の確認を行い、承認後も、管理運営規則の料金がホームページや館の利用料金表等に正しく反映しているかの確認を行います。

問 い 合 わ せ 先	(堺市立西文化会館における事務処理誤りについて) 担 当 : 指定管理者 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 施設運営事業本部 電 話 : 06-6446-4325 ファックス : 06-6448-7110
	(堺市文化施設指定管理者の指導監督について) 担 当 課 : 文化観光局 文化部 文化課 電 話 : 072-228-7143 ファックス : 072-228-8174